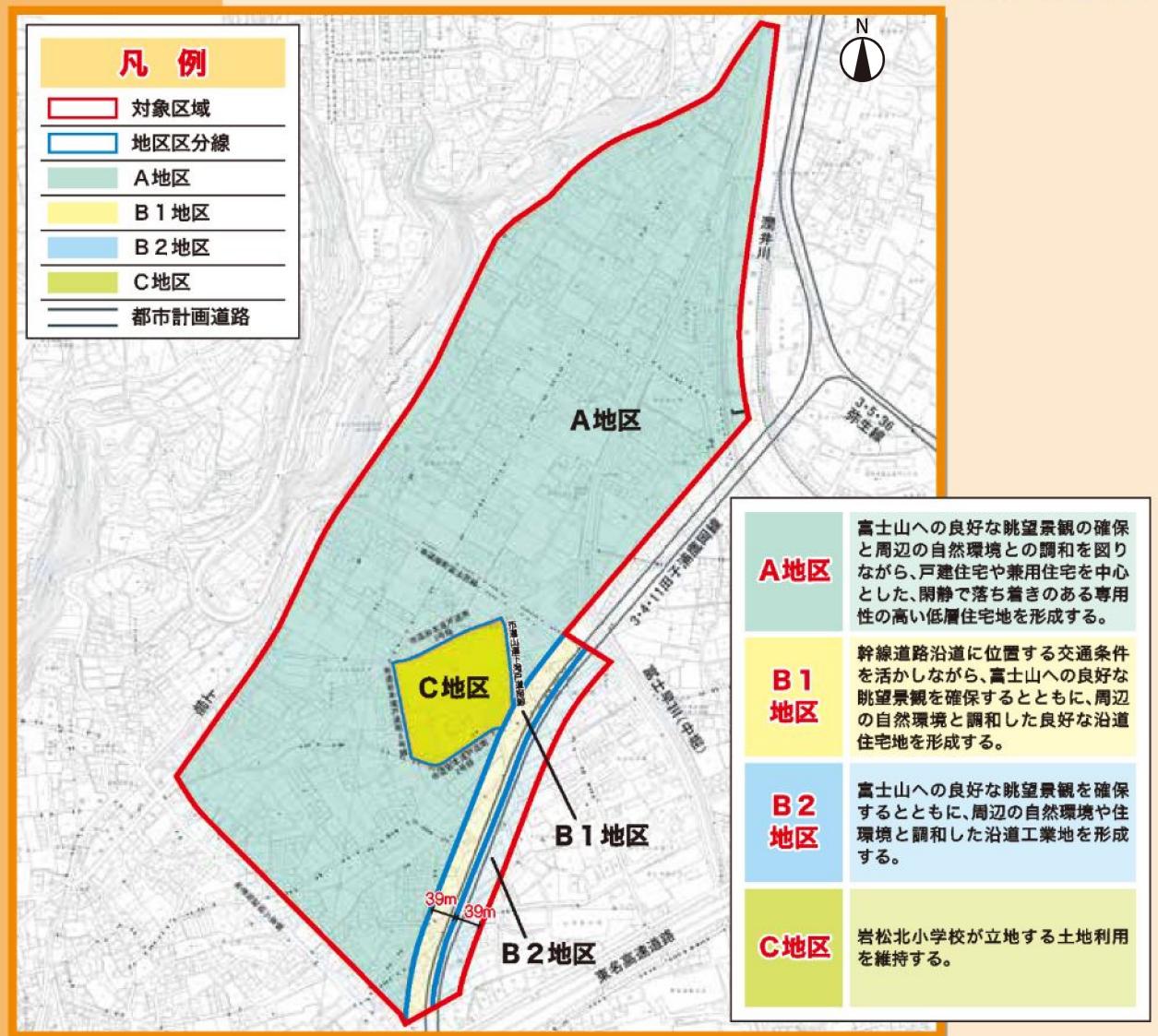


岩松北小学校周辺地区



地区計画の内容				
区分	A地区	B1地区	B2地区	C地区
地用 域途	第一種低層 住居専用地域	第一種住居地域	工業地域	第一種中高層 住居専用地域
用途 制 限	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²を超えるもの 事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²を超えるもの ホテル又は旅館 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 自動車教習所 床面積の合計が15m²を超える畜舎 工場(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の6の工場及び作業場の床面積の合計が50m²を超えない自動車修理工場を除く。) 危険物の貯蔵又は処理施設 	—	—
制 限 高 さ	—	10m	10m	—
形態又 は意匠 の制 限	建築物の屋根及び外壁の色彩は奇抜な色を避け、周囲の環境や景観に調和した落ち着きのあるものとする。			
屋外広告物は、周囲の景観に調和した色、形状、意匠、規模とする。 また、建築物と屋上広告を合計した高さ及び自家用野立て広告塔の高さは、 それぞれ地上10m以下とする。		屋外広告物は、周囲の景観に調和した色、形状、意匠、規模とする。 また、建築物と屋上広告を合計した高さ及び自家用野立て広告塔の高さは、 それぞれ地上10m以下とする。		
はか さき く又	道路に面するかき又はさくの構造は、高さが1mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造及びレンガ造以外のものとする。 ただし、門柱及び門袖で左右それぞれの長さが2m以下のものは除く。			

誰もが安全・安心・快適に暮らせるまち、豊かな自然環境と調和・共生し健康的に暮らせるまちを目標に、良好な住宅地及び住宅地に配慮した沿道工業地の形成を図るため、「岩松北小学校周辺地区計画」が定められています。

地区計画は地区ごとの計画です。

みなさんの住んでいる身近な地域を単位に、そこに住んでいるみなさんと市が一緒になって、その地区の特性にあった良好なまちづくりを行うものです。

- 将来どのようなまちにするかといった目標や、都市環境の整備や保全の方針を定めています。
- まちづくりの内容を具体的に定め、建築物の用途・高さなどを制限したり、より良い都市景観を形成したりするため、必要な事項を定めています。

届出について

● 届出の対象は

本地区内で、次の行為を行う場合は、事前に市役所建築指導課に届出が必要です。

1. 土地の区画形質の変更（都市計画法第29条「開発行為の許可」を要する行為は除く）
2. 建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転
3. 建築物等の用途の変更
4. 建築物等の形態又は意匠の変更

● 届出日は

行為に着手する日の30日前までに、建築確認を要する行為の場合には建築確認申請前に届出を行ってください。

● 届出書類は

届出には下表の図面が必要となります。

届出様式は富士市役所建築指導課ホームページからダウンロードできます。

その他、参考となるべき事項を記載した図書が必要となる場合があります。



● まずは相談から

